

## 「都内観光促進事業」(もっと楽しもう！TokyoTokyo) 都内在住を証明する身分証明書等一覧

「都内観光促進事業」における都内在住を証明する書類等は、以下のとおりです。

【在住の証明書】	注意点等
国民健康保険被保険者証	※社会保険証(民間の法人等が発行している健康保険証)は、都内在住を確認できないので不可
後期高齢者医療被保険証	
国民健康保険高齢受給者証	※発行元が行政(自治体)のもの。
運転免許証	※転居の場合は現住所記載のある裏面の確認も必要です。 ※運転経歴証明書は平成24年(2012年)4月1日以降に発行されたもののみ有効
マイナンバーカード(表面)	※「裏面(マイナンバー記載面)」のコピーは違法です。 絶対にコピーしないでください(参加者から受取ることも不可)。
住民票	※旅行催行日から起算して3か月以内に発行されたもの。 ※マイナンバー(個人番号)の記載があるものは不可。
住民基本台帳カード	
介護保険被保険者証	
小児医療証	※記載されている保護者についても在住証明として使用可能です。
障害者手帳	
在留カード	※法務大臣発行(特別永住者証明書も可)

※有効期限が切れているものは不可。

※上記記載の書類のうちいずれかについて、参加者全員分の確認が必要です。

※上記記載書類の確認ができない場合は、助成金をお支払いできません。

ご不明な点はお問い合わせください。